

I 調査の概要

1 調査の目的

製造品及び商品の茨城県と他の都道府県との取引状況を明らかにする。

2 調査の根拠

茨城県統計条例（平成20年茨城県条例第45号）及びこれに基づく茨城県物資流通調査規則（昭和56年茨城県規則第79号）による。

3 調査の期間

(1) 調査の対象となる期間

平成23年1月1日から12月31日までの1年間

(2) 調査の実施期間

平成24年8月6日から9月28日まで

4 調査の範囲

(1) 母集団の設定

ア 製造業

日本標準産業分類（第12次改定）における「大分類E－製造業」（細分類2122生コンクリート製造業を除く。）に属する事業所のうち、「物資流通調査品目表」に掲げる320品目を生産している事業所とする。

イ 商業

日本標準産業分類（第12次改定）における「大分類I－卸売業，小売業」に属する事業所のうち、従業者数が卸売業は5人以上，小売業は10人以上の事業所とする。

(2) 抽出の方法

ア 製造業調査（有意抽出）

工業統計調査及び経済産業省生産動態統計調査の名簿及び個票から，調査品目別に出荷額又は生産額が大きい順に並べ，県内シェアの約70%をカバーするよう事業所を選定した。

イ 商業調査（無作為抽出）

総務省の事業所・企業データベース母集団情報から，茨城県域，かつ，産業大分類が「I卸売業，小売業」の事業所を抽出した個票の提供を受け，さらに，同個票から従業者規模に応じ，系統抽出の方法により次のとおり事業所を選定した。

(ア) 卸売業

従業者 5人以上 9人以下の事業所 抽出率 10分の1

従業者 10人以上 19人以下の事業所 抽出率 3分の1

従業者20人以上の事業所	抽出率 1分の1 (悉皆)
(イ) 小売業	
従業者10人以上19人以下の事業所	抽出率10分の1
従業者20人以上49人以下の事業所	抽出率 3分の1
従業者50人以上の事業所	抽出率 1分の1 (悉皆)

(3) 調査対象事業所数

製造業……1, 791事業所

商業……2, 314事業所 (卸売業: 1, 105, 小売業: 1, 209)

5 調査の方法

- (1) 製造業調査票及び商業調査票によって調査を実施した。
- (2) 郵送調査を基本とし、調査票の送付についてはインターネットからのダウンロードを、また、回答については電子メールを併用した。
- (3) 製造業調査については、経済産業省が実施した「平成23年商品流通調査」と共通様式により共同で実施し、集計にあたっては、上記調査の数値を含めて集計している。

6 調査の事項

事業所の名称、所在地及び従業者数などの他、次の事項を調査した。

(1) 製造業

品目別生産額、自工場消費額及び出荷額に関する事項

(2) 商業

品目別仕入額、販売額、商品手持額に関する事項

7 集計

製造業調査については、対象事業所の産業分類が不明のため、「品目分類別」のみの集計とした。

商業については、「産業分類別」と「品目分類別」の2種類で集計した。

* 「産業分類別」…対象事業所の主たる産業ごとに集計したもの

例) A事業所 (自動車卸売業) → 自動車卸売業: 1 [計1]

* 「品目分類別」…対象事業所が取り扱う品目・サービスの種別ごとに集計したもの

例) A事業所 (自動車及び一般機械を卸売) → 輸送機械: 1, はん用機械器具: 1 [計2]

8 有効回答率

製造業……53.4%

商業……43.0% (卸売業: 36.6%, 小売業: 48.8%)